

鋼船規則等の改正概要

2025年に行った規則改正：73件
(本年中に公表予定のものを含む)

The image shows two screenshots of the ClassNK website. The left screenshot is the main homepage, featuring a 'ClassNK 技術セミナー' (Technical Seminar) announcement and a navigation menu. A red box highlights the '技術規則・検査要領' (Technical Rules - Check Requirements) link in the menu. The right screenshot is a detailed view of the '技術規則・検査要領' page. It includes a section for '最新の技術規則・検査要領' (Latest Technical Rules - Check Requirements) and a section for '技術規則等の改正状況' (Status of Technical Rules Amendments). The '技術規則等の改正状況' section is highlighted with a red box and contains a table of amendments.

技術規則等の改正状況	
発行済みの規則改正	審議中の規則改正案
最新の規則改正 2025年6月26日	過去の規則改正
規則改正案 Update	

規則改正に関する情報は、技術規則に関するポータルサイトに掲載

技術規則に関するポータルサイト

- ✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

審議中の規則改正案

 最新の規則改正
2025年6月26日 →

 過去の規則改正 →

 規則改正案 Update →

電子版規則の閲覧・ 規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

  →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

技術規則に関するポータルサイト

- ✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

審議中の規則改正案

 最新の規則改正
2025年6月26日 →

 過去の規則改正 →

 規則改正案 Update →

電子版規則の閲覧・ 規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

  →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

鋼船規則等の改正概要

規則改正に関する情報提供

- ✓ 改正文書の掲載
- ✓ 各改正に**関連が深い業界**を明示

技術規則等の一部改正

技術規則等の一部改正（2025年6月20日発行）

船体						
特に関係するステークホルダー						
	日本籍	外国籍	船主	造船所	その他	解説
ラッシングソフトウェア	↓	↓	○		○	▶ ↓
コンテナ固縛設備の承認	↓	↓		○		▶ ↓
コンテナ支持構造物の構造強度	↓	↓		○	○	▶ ↓
鋼船規則C編関連（2024年改正2）	↓	↓		○		▶ ↓

「ラッシングソフトウェア」新旧対照表		
新	旧	備考
5章 定期検査 5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査 5.2.3 効力試験* -2. 前-1.によるほか、次の(1)から(11)の効力試験及び作動試験を行う。 ((1)から(10)は省略) (11) <u>国際航海に従事するコンテナ運搬船にあっては、C編2-1 編附属書 3.1 に基づく、試験用積付状態を用いたラッシングソフトウェアの精度確認試験</u>	5章 定期検査 5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査 5.2.3 効力試験* -2. 前-1.によるほか、次の(1)から(10)の効力試験及び作動試験を行う。 ((1)から(10)は省略) (新規)	定期検査においては、検査員立ち合いの元精度確認試験を実施する旨を規定。

特に関係するステークホルダー			
	船主	造船所	その他
	○		○
		○	
		○	○
		○	

鋼船規則等の改正概要

規則改正に関する情報提供

- ✓ 音声付き動画による規則改正の解説の配信
- ✓ 従来通りの文書による解説の掲載
- ✓ 解説動画、解説文書は規則改正と同時に公開

技術規則等の一部改正

技術規則等の一部改正（2025年6月20日発行）

船体	特に関係するステークホルダー					解説
	日本籍	外国籍	船主	造船所	その他	
ラッシングソフトウェア	↓	↓	○		○	▶ ↓
コンテナ固縛設備の承認	↓	↓		○		▶ ↓
コンテナ支持構造物の構造強度	↓	↓		○	○	▶ ↓
鋼船規則C編関連（2024年改正2）	↓	↓		○		▶ ↓



鋼船規則 C 編における改正点の解説
(鋼船規則 C 編関連 (2024 年改正 2))

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 C 編中、鋼船規則 C 編関連 (2024 年改正 2) に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025 年 12 月 20 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。ただし、申出により先取りで適用可としている。

2. 改正の背景

鋼船規則 C 編は、2022 年 7 月に全面的な改正が行われたが、その後の関連業界からのフィードバックを参考に、規則の実用性、使用性向上を目的として、継続的な見直しを行う予定としている。また、より安全性、合理性に配慮した規則となるよう研究開発で得られた知見を適切に規則に反映することとしている。このため、規則の見直し結果及び研究開発成果を反映すべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 倉内隔壁に関する要件の構成見直し (C 編 1 編 2 章 2.2.1.4、附属書 1.1 An1.3.1、表 An4 関連)：

鋼船規則 C 編 1 編 2.2.1.4-1.には、鋼船規則 C 編 1 編 2.3 に規定する損傷時復原性要件を満足するような隔壁配置とする旨規定しているため、当該要件が適用される船舶は、鋼船規則 C 編 1 編 2.3 が適用される船舶となる。一方で、鋼船規則 C 編 1 編 2.2.1.4-2.及び-3.が適用される船舶については、同 2.2.1.4-1.及び 2.3.1.1 のそれぞれの適用に規定されている船舶以外であることから、それらを紐解くと、国際航海に従事しない乾舷用長さ L_f が 80m 以上の船舶であって、損傷時復原性要件の一部を満足しない船舶となる。

一方で、日本籍船舶用規則では、鋼船規則 C 編 1 編附属書 1.1 において、国際航海に従事しない乾舷用長さ L_f が 80m 以上の船舶であって、損傷時復原性要件に適合しない船舶には、浸水警報装置の設置と船長のための損傷時復原性に関する情報提供用の損傷制御図の搭載が要求される旨規定していたため、適用となる要件が鋼船規則 C 編 1 編 2 章と同附属書 1.1 に分かれており、要件全

技術規則に関するポータルサイト

- ✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

最新の規則改正
2025年6月26日 →

過去の規則改正 →

審議中の規則改正案

規則改正案 Update →

電子版規則の閲覧・ 規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

 ClassNK RuleViewer →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

鋼船規則等の改正概要

電子版規則 (ClassNK RuleViewer)

- ✓ 全技術規則をウェブ上で閲覧可能
- ✓ メモ・ブックマーク機能等を開発予定

鋼船規則A編 総則

鋼船規則A編 総則

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

■-1. 登録規則1章により船級登録される鋼船の検査、構造等に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の(1)から(14)に掲げる設備又は装置の検査及び構造等、安全管理システム、船舶保安システムの審査、海上労働システム並びに有害物質一覧表の検査に関しては、次による。

(1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則

(2) 揚貨設備（注1）：揚貨設備規則

(3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則

(4) 潜水装置：潜水装置規則

(5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則

(6) 安全管理システム：船舶安全管理システム規則

(7) 安全設備：安全設備規則

(8) 無線設備：無線設備規則

(9) 居住衛生設備：居住衛生設備規則

(10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則

(11) 防汚システム：船体防汚システム規則

(12) 海上労働システム：海上労働システム規則

(13) バラスト水管理設備等：バラスト水管理設備規則

(14) 有害物質一覧表：シッパサイクル規則

（注1）

旅客船を除く総トン数300トン以上の船舶に施設される14以上の貨物の積込に使用される積貨装置に限る。

■-2. 日本以外の国の船舶を有する船舶のうち特別なものについての検査、構造等に関しては、この規則の規定にかかわらず日本海事協会（以下、「本会」という。）の適当と認めることによる。

■-3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数500トン以上となった船舶のうち、次の(1)から(3)を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、本会が適当と認めることにより総トン数499トンの船舶として規則の規定を免除又は緩和することができる。

(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。

(2) 総トン数510トン未満の船舶であること。

(3) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

■-1. 2006年4月1日から2015年6月30日までの間に建造契約が行われた長さ90 m以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、CSR-B編を適用しなければならない。CSR-B編に定めるもののほか本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、CSR-B編の規定に適切な配慮を払わなければならない。

■-2. 2006年4月1日から2015年6月30日までの間に建造契約が行われた長さ150 m以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、CSR-T編を適用しなければならない。CSR-T編に定めるもののほか本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、CSR-T編の規定に適切な配慮を払わなければならない。

■-3. 前1.1及び2.2の適用にあたっては、次の定義による。

鋼船規則検査要領A編

鋼船規則検査要領A編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

■-1. 鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の適用にあたり、総トン数は次により定まるものとする。

(1) 1986年1月1日以降建造に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号、以下、「トン数法」という。）第8条第一項の国際トン数証書又は同第七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁業に従事するものに限り。）及び1994年7月18日より前に建造に着手されたトン数法第五条第一項の総トン数が1,600トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四条第一項の測定値とする。

(2) 前(1)に掲げる船舶以外の日本籍船舶については、トン数法第五条第一項の総トン数

(3) 日本籍船舶以外の船舶については、次による。

(a) 船舶国政府の発行する国籍証書に掲げられている総トン数

(b) 前(a)による総トン数にかかわらず、1994年7月18日より前に建造に着手された船舶にあつては、船舶国政府がIMO Resolution A.494を適用して、1969年トン数条約規則を使用していたトン数測定規則による総トン数の値を SOLAS 適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

表A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3	規則R編21.2.1-19を適用できる。
	規則R編13.4.7	
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., 5.及び6.	規則D編25.2.1-4.(8)を適用できる。
二重以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び6.	船舶符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、規則H編6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶にあつては、規則H編6.2.7-2.を適用できる。
主電源の発電設備が二組の場合、電力の供給が停止した場合に、自動的に他の発電設備を起動して主配電盤に接続し、推進に関係のある諸機を再始動できること。	規則H編3.2.1-3.	船舶符号に (Restricted Greater Coasting Service), (Coasting Service), (Smooth Water Service) 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、規則H編6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶に
主電源が並列運転して電力を供給する場合、一組	規則H編3.2.1-3.	

フリーワード検索が可能

- ・ 表示中規則内の検索
- ・ 全規則の検索

規則H編3.2.3-3.
規則R編13.3.3
規則R編13.4.7
規則D編15.2.6
規則D編15.2.4-2., -5.及び-6.

青字の参照番号をクリックすることで参照先規則・条文を表示

鋼船規則等の改正概要

電子版規則(ClassNK RuleViewer)

- ✓ 2025年2月に規則改正検索機能を追加
- ✓ 2005年以降に公開した規則改正に関して、対象規則や日付情報等を指定して検索可能

ClassNK RuleViewer - 規則閲覧 - **規則改正検索**

クリア 検索

改正案件から探す 規則条文から探す

最新 1

2025年

改正案件名 改正規則 適用に関する日付情報

公表日: 2025/06/20

種別	改正案件	改正する規則	適用の条件	建造契約日	起工日	引渡日	搭載日	承認又は認定日
日本籍	シブプリサイクル条約	A 登録...	施行					
日本籍	タンカーの貨物管及びガスフリー管の配置	D S R	施行 契約 起工 搭載	2026/01/01	2026/01/01		2026/01/01	
日本籍	無停電電源装置及び制御弁式シール形鉛蓄電池	H 安全設備 高速船	施行 契約 承認	2025/07/01				2025/07/01
日本籍	電子傾斜計	条約証書 安全設備	施行					
日本籍	小型船舶等への極海コードの適用	A B I 安全設備	施行 起工		2026/01/01			
日本籍	低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等	R 海洋汚染 原動機	施行					
日本籍	放出規制海域の追加 (カナダ北極海域及びノルウェー海...)	海洋汚染 原動機	施行					
日本籍	蓄電池システムに関する要件	H	施行 契約	2025/07/01				
日本籍	MARPOL条約附属書VIの統一解釈 (二酸化炭素放出抑制...)	海洋汚染	施行					
日本籍	液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非常電源の...	D H 認定要領	施行 契約 承認	2026/01/01				2026/01/01
日本籍	圧力容器の溶接及びステンレス圧延鋼材の適用に関する...	D K	施行 契約	2025/07/01				
日本籍	ケーブル敷設における火災に対する考慮	H	施行 契約	2026/01/01				
日本籍	設備の規定の見直し	機関予防	施行					
日本籍	及び関連規定の見直し	B GF 高速船	施行					
日本籍		B GF N 高速船	施行 契約	2025/07/01				
日本籍		C	施行 契約	2025/12/20				
日本籍	ハッチカバーの効力試験	B	施行					

条件を指定して検索

This website is copyrighted by NIPPON KAUJI KYOKAI (ClassNK)

✓ 検索結果の項目をクリックすると、改正の背景、改正内容等の詳細情報が表示



2025年に行った規則改正：[73件](#) (本年中に公表予定のものを含む)

✓ 本日は、特に影響があると考えられるものを取り上げて紹介

		公表済み	本年末頃公表予定	来年以降公表予定
船体関連	鋼船規則C編関連	○	○	
	コンテナ固縛設備の承認	○		
機関・電気設備関連	低引火点燃料及びガス燃料の燃料油供給証明書等	○		
	往復動内燃機関の爆発に対する保護		○	
	単一の推進用電動機に対する冗長性		○	
	IGC/IGFコードの今後の動向			○
艀装・海洋構造物関連	全閉囲型救命艇の換気要件		○	
	電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正		○	
	揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチの規則改正		○	